

2025年5月14日

東郷町議会議長 様

愛知郡東郷町 三宅 暁良
春の自治体キャラバン実行委員会
代表 西尾 美沙子**介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を
基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情**

2020年11月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、夜勤をしていた30代男性の職員が1人夜勤中に倒れて亡くなりました。私たちの労働組合の仲間です。利用者は、職員が倒れたことはわかって、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待っていたそうです。朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも利用者の命は助かりました。職員と利用者の安全のためにも「夜間の複数配置」が基準となることは喫緊の課題です。

2024年に医療・介護・障害分野の報酬改定が行われましたが、今回の報酬改定でも夜勤者を複数配置するための改善はされませんでした。しかし、愛知県社会保障推進協議会が主催の2024年愛知自治体キャラバンによれば、介護分野では小規模多機能施設の86.8%、介護グループホームの64.7%と小規模な施設ほど1人夜勤が多い現状が明らかになっています。愛知県労働組合総連合及び日本自治体労働組合総連合愛知県本部の行った2024年春の自治体キャラバンのアンケート結果では、愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、介護のグループホーム及び小規模多機能型施設772件のうち加算Ⅰの取得が9件、加算Ⅱの取得が10件となっています。障害分野のグループホームも同様に、複数配置を可能とする「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、事業所総数932件のうち、加算Ⅳの取得は17件、加算Ⅴの取得は9件、加算Ⅵの取得は0件と、改善が進んでいないことは明らかです。

また、愛知県医療介護福祉労働組合連と合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ2023年度夜勤実態調査では、回答者296件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と3割にのぼりました。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者の大声にイライラした時」という回答もあり、1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながってしまう可能性があることがわかりました。職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の配置基準を公的責任においてただちに実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以上

【意見書案⑥】

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、 複数配置を基準とすることを求める意見書（案）

2020年11月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、夜勤をしていた30代男性の職員が1人夜勤中に倒れて亡くなった。利用者は、職員が倒れたことがわかって、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待つことになってしまった。朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも利用者の命は助かったが、職員と利用者の安全のためにも「夜間の複数配置」が基準となることは喫緊の課題である。

2024年に医療・介護・障害分野の報酬改定が行われたが、夜勤者の複数配置に向けた改善はすすんでいない。そういった中で、愛知県社会保障推進協議会主催の2024年愛知自治体キャラバンによれば、介護の小規模多機能施設の86.8%、介護グループホームの64.7%と小規模な施設ほど1人夜勤が多い現状が明らかになっている。愛知県労働組合総連合及び日本自治体労働組合総連合愛知県本部の行った2024年春の自治体キャラバンのアンケート結果では、愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、介護のグループホーム及び小規模多機能型施設772件のうち加算Ⅰの取得が9件、加算Ⅱの取得が10件と、取得率が低い状況である。障害分野のグループホームも同様に、複数配置を可能とする「夜間支援体制加算」の取得状況は、事業所総数932件のうち加算Ⅳの取得は17件、加算Ⅴの取得は9件、加算Ⅵの取得は0件となっており、改善が進んでいないことは明らかである。

また、愛知県医療介護福祉労働組合連と合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ2023年度夜勤実態調査では、回答者296件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と3割にものぼっている。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者大声にイライラした時」という回答もあり、1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中での虐待にもつながりかねない。誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の配置基準を国の責任においてただちに実現する必要がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。
 2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長